

熊谷市卓球連盟専門部内規

- 第1条 本連盟規約第20条に基づき、会務遂行のため、次の専門部を設置する。
1. 総務部
 2. 技術指導部
 3. 企画部
- 第2条 各専門部の所管事項は、別表1のとおりとする。
- 第3条 各専門部は、次の役員及び部員をもって構成する。
1. 部長 1 名
 2. 副部長 若干名
 3. 部員 若干名
- 第4条 各専門部の部長は、役員の中から会長が指名する。
- 第5条 副部長及び部員は、役員の名から会長が指名するもの、及び会員の中から理事会の推薦により、会長が委託するものとする。
- 第6条 各専門部の役員及び部員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第7条 各専門部長は、その所管事項を総括処理する。
- 第8条 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第9条 部員は、部長の指示に基づき、各専門業務に従事する。
- 第10条 各専門部長は、部会の開催、各部の専門業務を計画・遂行した場合は、その内容と結果を理事長及び理事会に報告しなければならない。
- 第11条 この内規にない事項については、すべて連盟規約に準じ、理事会においてこれを決定する。
- 第12条 この内規は、昭和60年7月18日より、これを施行する。

付 則

本文一部改正

令和4年4月16日